

青森県報

第三千四百号

平成二十一年
七月一日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生生活文化課) ……三

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……三

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四

右 同……………(同) ……四

建設業者の許可の取消し……………(西北地域県民局) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

右 同……………(同) ……五

正 誤

平成二十一年五月二十二日及び平成二十一年六月一日定例告示中……………(高齢福祉課) ……六

告 示

青森県告示第四百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 つる所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問介護	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三一	平成 三・五・三五
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	訪問看護	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"
医療法人仁 泉会	八戸市大字尻内 町字直田八一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステーション えがおみよ	八戸市大字妙字 分枝三八の三	"

青森県告示第四百四十七号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	医療法人仁泉会	医療法人仁泉会
	町字直田八一	町字直田八一
主たる事務所の所在地	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内
名称	訪問看護ステーションえがおみよ	訪問看護ステーションえがおみよ
所在地	八戸市大字妙字分枝三八の三	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七
年月日	平成二十一年七月一日	平成二十一年七月一日

青森県告示第四百四十八号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は名称	医療法人仁泉会	医療法人仁泉会
	町字直田八一	町字直田八一
主たる事務所の所在地	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内
名称	訪問看護ステーションえがおみよ	訪問看護ステーションえがおみよ
所在地	八戸市大字妙字分枝三一	八戸市大字妙字分枝三一
年月日	平成二十一年七月一日	平成二十一年七月一日

青森県告示第四百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	医療法人仁泉会	医療法人仁泉会
町字直田八一	町字直田八一	町字直田八一	町字直田八一	町字直田八一
八戸市大字尻内	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内	八戸市大字尻内
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護ステーションえがおみよ	訪問看護ステーションえがおみよ	訪問看護ステーションえがおみよ	訪問看護ステーションえがおみよ	訪問看護ステーションえがおみよ
八戸市大字妙字分枝三八の三	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	三戸郡階上町蒼前西七丁目九の四〇七	八戸市大字妙字分枝三八の三	八戸市大字妙字分枝三八の三
平成二十一年七月一日	平成二十一年七月一日	平成二十一年七月一日	平成二十一年七月一日	平成二十一年七月一日

青森県告示第四百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業	指定障害福祉サービス事業
名称	名称
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスの種類
名称	名称
所在地	所在地
年月日	年月日

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年六月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人元氣おたすけ隊
- 三 代表者の氏名
長谷川 靖久
- 四 主たる事務所の所在地
つがる市木造有楽町一四の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、つがる市及び周辺住民に対し、地域福祉に対応したまちづくり推進を図り、地域経済活性化のための各種事業を行うことによつて、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前アルカディアショッピングセンター
弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社
東京都台東区上野七丁目一四の四
代表取締役 越智 壯
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の位置及び収容台数	一四四台（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成 二〇 一五
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び出入口の数及び位置	第二駐車場の廃止に伴つた位置変更のみ、出入口の数は変更なし（位置は、届出書添付図面のとおり）	
大規模小売店舗の設置に関する事項	三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	第二駐車場の廃止に伴つた位置変更のみ、出入口の数は変更なし（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四 届出年月日

平成二十一年六月十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十一年七月一日から同年十一月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十一月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、内山区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年七月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

平川市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、田ノ沢地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年七月二日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社花田建設

二 代表者の氏名 花田 今世

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造亀ヶ岡亀山七八の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第六八二八号

五 取消年月日 平成二十一年五月十八日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社花田建設
- 二 代表者の氏名 花田 今世
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造亀ヶ岡亀山七八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第六八二八号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社外崎配管設備
- 二 代表者の氏名 外崎 勲
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字烏森四五の一五
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一六)第七四八七号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社小枝設備工業
- 二 代表者の氏名 小枝 昇
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市みどり町八丁目一三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二五八三号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年四月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小野光建設
- 二 代表者の氏名 小野 春光
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町嘉瀬端山崎九の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一六三四七号
- 五 取消年月日 平成二十一年五月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可
 土木、とび・土工、石、電気、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

正 誤

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成三〇・五・三 第三〇八七号	告 示	第三六一号	一	下	ら 後 ろ か 四	第百十五条の九第一号	第百十五条の十第一号
平成三〇・六・一 第三〇九一号	告 示	第三八二号	一	下	ら 後 ろ か 三	第百十五条の九第一号	第百十五条の十第一号

高齢福祉保険課

平成二十一年五月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭